

財政委員会 事務事業質疑 2022年11月1日、25日

池川友一都議（町田市）の質疑



統一協会
関連質疑

〔財務局〕

- 千住一丁目市街地再開発事業について… 1 p

〔主税局〕

- 都税事務所の業務委託について … 9 p
- 宗教法人に対する税の優遇について … 15 p

統一協会
関連質疑

池川友一都議(町田市)の質疑

〔財務局〕

●千住一丁目市街地再開発事業について

○池川委員

質問に先立ちまして、先ほどの質疑の中で、都民の暮らしが厳しい中で思い切った政策が必要だというご発言がありました。基本的には私たちも思いを共有しております。物価高騰、長期化するコロナ禍によって、厳しい状況が広がっている一方で税収増となるなど、富が集中をし、格差が拡大をしているということだと思います。

昨年度の決算で、財政調整基金の取崩しがゼロとなり、他の特定目的基金についても、当初は取り崩す予定でありましたが、それをやめるということが幾つもの基金でありました。この点については、

各会計決算特別委員会の分科会でも質問して明らかにしてきたところであります。これらの財政力を思い切つて厳しい暮らしのために使うことが必要だという点で、ぜひこの財政委員会でも各党、各会派の皆さんと大いに議論をし、そして様々な提案を党派を超えてやっていくことを私からも呼びかけたいということを申し上げて質問に入りたいと思います。

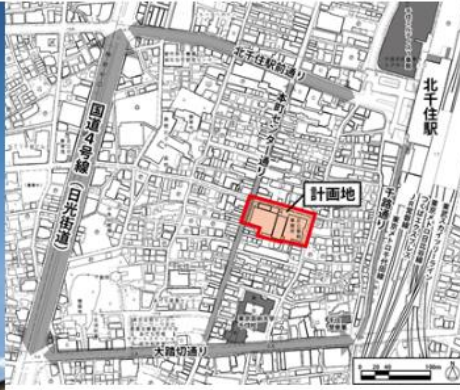
都有地は都民の財産―公共性、公益性を發揮した活用が基本

都有地の利活用について質問いたします。

地方自治法第二百三十八条第三項では、公有財産はこれを行政財産と普通財産とに分類するとされ、続く第四項で、行政財産とは普通公共団体において、公用または公共用に供し、または供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうと規定をされています。このうち、普通財産については、基本的に財務局が所管をし、利活用について総合調整を行っているということですので。いうまでもなく都有地は都民の財産であり、公共性、公益性を最大限に發揮してその活用を行うことが基本とされるべきだと考えます。都民の財産である公有財産の利活用について基本的考え方を伺います。

○小泉財産運用部長

庁内各局における行政利用を終えて、財務局へ引き継がれる土地につきまして



千住一丁目市街地再開発事業
東京都都市整備局 HP より

は、まず、都の行政施策としての利活用を検するため、庁内各局に利用意向の照会を行います。照会の結果、庁内に具体的な利用計画がある場合には、当該利用

局へ所管替えをし、引き続き行政利用に供し、庁内での利用見込みがない場合には、地元区市町村に情報提供し、公用、公用途での活用意向の確認をしていただきます。その上で、区市町村における需要もなく、都として不要と判断した場合には、競争入札による民間への貸付けや売却を検討することとしております。

○池川委員

基本的な考え方について確認をさせていただきます。

今日の質問では、足立都税事務所跡地の都有地について聞いていきたいと思えます。

足立都税事務所跡地の都有地は、普通財産への種別変更が二〇一五年三月に行われています。この変更が行われた経過について伺います。

○小泉財産運用部長

足立都税事務所は、老朽化が進んでいたことから、平成二十六年に足立区西新井地区に所在する都有地に移転いたしました。移転後の跡地につきましては、庁内における行政利用の予定がなかったことから、平成二十七年三月に用途廃止の上、普通財産へ変更し、財務局に引き継がれたものでございます。

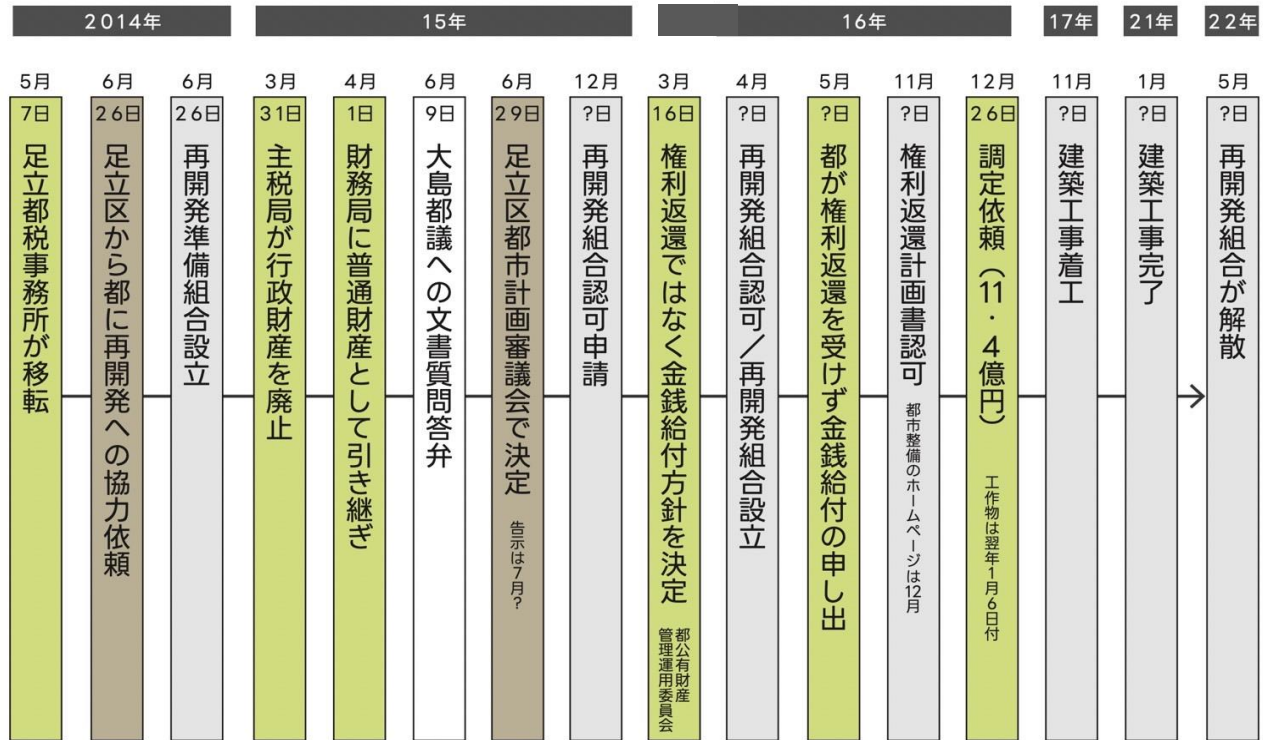
○池川委員

確認になりますが、それは主税局が行政財産を廃止して、財務局に普通財産として引き継がれたのが二〇一五年三月ということで間違いないか、確認をさせていただきます。

○小泉財産運用部長

間違いございません。

足立区千住一丁目地区市街地再開発事業



○池川委員
平成二十七年、つまり二〇一五年三月に普通財産への変更を行い財務局に引き継がれたということを確認しました。二〇一五年六月に、日本共産党都議団の大島よしえ区議の質問に対して、「足立区からの要請に基づき、都は、平成二十六年」、つまり二〇一四年「六月に発起人の一員として千住一丁目地区市街地再開発準備組合を設立し、参加いたしました」と答弁しています。準備組合参加に至る経過についてその詳細を伺

います。

都の準備組合への参加は以前から決まっていた

○小泉財産運用部長

本件跡地は庁内での利用予定がなく、また、こうした中、平成二十六年六月に足立区から、地域の活性化、防災性の向上のために、市街地再開発事業への参加協力を要請され、都の施策にも一致することから準備組合に参加いたしました。

○池川委員

今説明があった参加協力の要請というのは、足立区都市建設部長から東京都財務局財産運用部長宛てに出された千住一丁目足立都税事務所跡地に関する件という文書のことを指していると思います。この要請文書については、何月何日付で足立区から東京都に提出をされていますか。

○小泉財産運用部長

平成二十六年六月二十六日でございます。
す。

○池川委員

つまり二〇一四年の六月二十六日だということですよ。

では、先ほど参加を表明したとあった、
都も発起人の一員として参加をした千住
一丁目地区市街地再開発準備組合の設立
は何月何日ですか。

○小泉財産運用部長

準備組合でよろしいでしょうか、平成
二十六年の六月二十六日でございます。

○池川委員

つまり足立区から要請にあった日と準備
組合の設立の日は同じ日です。要請され
たその日のうちに準備組合に参加した
ということになります。

先ほどの答弁では、足立区からの要請

を受けていろいろ検討して入ることにし
たんだと、大島さんの質問のときにはそ
ういう答弁をしているんですが、同日に
その設立に参加をしているということが
今分かりました。

準備組合の参加というのは、事前に聞
いたところ課長決裁だというふうにい
われました。要請されて、その日のうち
準備組合に参加するというのは、これよ
ほど前から話があつて準備をしていたと
いうことになるんじゃないか、つまり、
先ほど足立区からの要請といわれた千住
一丁目足立都税事務所跡地に関する件と
いう足立区からの要請、これが六月二十
六日に出されて、そのときに初めて何か
考え始めたということではないというこ
とが明らかだと思えます。

主税局保有の土地で

財務局が準備組合に参加

それでは、加えて伺いたいと思います。
先ほど、主税局が行政財産を廃止し、財
務局に普通財産として引き継がれたのは
二〇一五年三月だとして答弁がありました。
つまりこの再開発準備組合ができたとき
には、主税局が行政財産として保有して
いる、そういう時期だと思います。再開
発準備組合には、東京都として財務局が
参加をしていたということでもよろしいで
すか。

○小泉財産運用部長

準備組合への参加は、財務局の方で参
加してございます。

○池川委員

最初に基本的考え方を聞いた中では、
庁内各局に利用意向を照会を行い、庁内
の利用見込みがない場合には地元区市町

村に情報提供をし、活用意向を確認すると。区市町村における需要もなく、都として不要と判断した場合には、競争入札により民間貸付けや売却を検討するんだという答弁がありました。しかし、行政財産として主税局が持っている土地にもかかわらず財務局が再開発準備組合に当初から参加をする、これはやはり最初から、この主税局の足立都税事務所跡地が再開発ありきで検討されていたんじゃないかというふうに見えてくるわけです。

権利床を金銭給付に変えることは既定の方針だったのではないか

二〇一五年六月に、日本共産党大島よしえ都議の質問、先ほどと同じ質問です、に対して、「市街地再開発事業では、権利変換手続により、従前の土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に等価で変換することを原則としています。

都の入手する権利床は、市街地再開発組合認可後の権利変換計画の中で決まることとなります。市街地再開発事業で入手する権利床は、都民からの負託を受けた貴重な都有財産であるため、その財産価値を効率的、効果的に発揮させるよう検討してまいります」というふうに答弁しています。どのような検討を行ったのか、また、その結論としてどういう対応されたんですか。

○小泉財産運用部長

先ほどの足立区の都税事務所の件なんです。平成二十一年の段階で事務所移転の方向が固まっています。西新井の方に移すと、その段階で、庁内への利用照会をかけて、今後の財産の利活用、その中で庁内からの利用希望がなかったといった状況がございます。それを踏まえての財務局への普通財産への所管替え、今

のご質問に關しましては、都は、区からの地域の活性化、防災性の向上のために市街地再開発事業への参加協力を要請されました。都の施策にも一致することから本再開発事業に参加してございます。その上で、本再開発事業により新たに建設される建物において行政需要がなかったことから、権利変換に代えて金銭で給付を受けることといたしました。

○池川委員

実際には、でも主税局が所管をしている行政財産の土地であるにもかかわらず財務局が参加したと、これは事実だと思えます。

二〇一五年、大島都議が答弁した時点では、「市街地再開発事業で入手する権利床は、都民からの負託を受けた貴重な都有財産であるため、その財産価値を効率的、効果的に発揮させるよう検討してま

います」というふうに答弁しています。

最初から、この権利変換を受けずに、金銭給付スキームを行うとして都は再開発準備組合に参加し、その後に再開発組合に地権者として参加していったのではないかとということではないかと思うんです。

東京都は、二〇一六年三月に足立都税事務所跡地の処分について、権利変換に代えて金銭の給付を希望する旨の申出を行い、補償金を受領するという決定を公有財産管理運用委員会で行っています。

翌四月に再開発組合の認可が行われ、五月には権利変換を受けず金銭給付の申出というのを行っていると思います。確認になりますが、東京都にはこのとき幾らの補償金が支払われていますか。

○小泉財産運用部長

市街地再開発事業において、権利変換に代えて金銭の給付を受ける場合、都市

再開発法第九十一条第一項及び第九十七条第一項の規定に基づき算定された額となり、都は、平成二十八年度に本地区市街地再開発組合から約十一億四千万円を受領してございます。

都が金銭給付に切り替えたことで

デベロッパーの利益拡大に

○池川委員

権利床ではなく約十一億四千万円の補償金を受け取ったということであり、これによって、デベロッパーは、東京都が持っていた部分も事業用に活用することができ、利益を最大化することができる、最大限に拡大することができるということにつながったことは容易に想像ができると思います。

都が地権者として市街地再開発に

参加するのはレアケース

重ねてになりますが、この再開発事業

の特徴は、東京都が地権者として参加したことにあります。組合施行の第一種市街地再開発事業に東京都が地権者として参加した事例は何例ありますか。

○小泉財産運用部長

財務局所管の保有財産において、過去五年間で組合施行の第一種市街地再開発事業に地権者として参加している事例は三件でございます。

○池川委員

五年間で三件ということなので、都が地権者として再開発事業に入るというのはレアケースだということだと思います。

都が地権者として参加しなければなりたくない再開発だった

さらに、この再開発は、地権者として東京都がいなければ成り立たないものだったということは明らかだと思います。

都市再開発法第十一条は、第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について、所有権または借地権を有する者は五人以上共同して定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができると定めています。この再開発組合の地権者というのは何者ですか。

○小泉財産運用部長

五者でございます。

○池川委員

つまり東京都が参加しなければ、この再開発事業は成り立たなかったということだと思います。しかも、もともとこの場所というのは、東京都、第一生命、杉本興業という三者の土地であったところです。再開発準備組合の設立前日の六月二十五日に、グループ会社であるスギモトホールディングスと杉本興業社長個人

に分割譲渡をして地権者を五者に増やしている、そういう手続の下で準備組合が設立をされています。こういう事実は東京都として把握をした上で、即日、さつき足立区から要望が来たその即日で再開発組合に入るということを決めたんですか、そういうことを知っていて参加を決めたのかについて伺います。

○小泉財産運用部長

先ほども答弁申し上げたとおり、区からのまちづくりの協力要請に応じて再開発の準備組合に参加したというふうに認識してございます。

○池川委員

こういう事実があったか、把握していたか、把握していなかったかという質問で、区からの要請があつて即日に入るということは、事実上ほぼ何も検討されていないんじゃないかというふうに思うん

です。こうした状況を知っていて準備組合に参加をしたとすれば、これは貴重な都有地の活用方針として公益性が問われることになる。一方で、知らないで参加したとなればこれまた重大だというふうに思うのです。

国や区から40億円税金投入

杉本興行は統一協会と深い関係

事業そのものについては、当初から住民の皆さんから疑問や反対の声が上がっていたというふうに伺っています。再開発事業とすることで、国や足立区からの再開発事業には四十億円の税金投入もなされています。加えて調べてみると、先ほど紹介した杉本興業がこの土地を取得したのが二〇一〇年十月で、この年から足立都税事務所の移転改築の基本設計が始まっているということです。

さらに、この間明らかになった事実で

は、この杉本興業の社長一族が旧統一教会と深い関わりがあることが明らかになったり、この問題は足立区議会でも日本共産党足立区議団が追及をしているところでもあります。

この問題を本当に調べれば調べるほど不可解な点が多く、疑惑は解消するどころか膨らむばかりだと私も改めて調べて思いました。都有地の活用方針として本来にこれでよかったのかということが問われています。

引き続き、これらの疑惑の解明等、さらには都民共有の財産である都有地を都民のためにきちんと活用していく、このことが必要だということを強く求め質問を終わります。(以上)

池川友一都議(町田市)の質疑

〔主税局〕

●都税事務所の業務委託について

●宗教法人に対する税の優遇について

○池川委員

日本共産党の池川友一です。

質問に先立ち、先ほどから議論になっている都税調について、改めて一言申し上げたいと思います。

答弁の中でも、説明の中でも、繰り返し提言なんだということがいわれております。総務局長通知は、懇談会について、委員の意見の取りまとめについては個々の委員の意見の表明の形を取るといふふうにされているわけですね。しかも、懇談会は臨時的に設置するものであるといふふうにされています。

先ほど来、提言、報告の基になる案は事務局がつくり、意見交換を行った上で、要綱としては諮問答申という関係は変えたものの、実態としては諮問答申として運営されてきたときと同じなのではないかという印象を持ちました。

改めて、先ほど米倉副委員長からいいましたが、条例設置の附属機関とする検討を含めて、この在り方についてはきちんと主税局としても取り組んでいただきたいと、これは意見として申し上げます。それでは質問に入りたいと思います。

●都税事務所の業務委託について

都税の収納事務は本来、都の直営で行うべき

初めに、都税事務所の収納、納税証明書手数料徴収事務などの委託について伺いたいと思います。

主税局は、法律や条例などに基づいて税に関する正確な事務を行うことが必要です。

一九六三年の自治省行政局行政課長通知では、徴収とは、普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受ける行為をいい、収納とは、調定し、納入通知のあった普通公共団体の収入を受け入れる行為をいうといふふうにされました。税務行政において、本来直営で責任を持ってこうした事務を行うことが必要だと考えています。まず、そのことは申し上げておきたい。

多摩地域の都税事務所をはじめとした都税収納事務等は、もともと東京都の専務的非常勤職員の方々が担い直営で実施されていたものが、二〇〇四年に委託をされ、それ以降、毎年単年度の委託契約が行われています。専務的非常勤のときには、時給一千五百五十円でしたが、委託された初年度には千円と大きく引き下げられました。当時、最低賃金は七百十円でしたから、最賃との差は一・四倍、当時なっていたということですから、ところが、直近二〇二一年では一千五百五十円と、八年で百五十円しか時給上がっていないんですね。一方最低賃金は、七十円から昨年度は一千四十一円と、三百三十一円、この間上がっています。

実態として、人件費が要は大きく削減されているというふうになっているのが実態ではないかと。人件費をコストと見て、やはり削減していくことではなく、

賃上げを大きく後押ししていく、そういうことが今必要だというふうに思います。そうしたことを指摘した上で、基本的な問題から質問をします。

都税収納事務の委託、この業務内容は何のようなものでしょうか。

○原島徴収部長

本委託の業務内容は、東京都八王子都税事務所ほか十所の窓口におきまして、都税の収納や納税証明発行手数料の徴収等を行うものでございます。

○池川委員

八王子と立川の都税事務所、青梅、町田、府中、小平の都税支所、さらには品川、練馬、足立、多摩、八王子の都税事務総合センター、自動車税事務所の都税の収納や手数料の徴収などを行っているということだと思えます。

委託仕様書に基づき主税局が チエック

それでは、本委託と主税局の関係というのはどういうものなのか、また主税局の役割はどのようなものでしょうか。

○原島徴収部長

本契約では、主税局は都税の収納や手数料の徴収を委託し、受託者に対して委託業務の履行が適切に行われているかを確認する立場でございます。

○池川委員

委託仕様書では事務処理の条件として、事務所における窓口収納の納税者サービスの低下を招かないこと、また、納税者の利便生の維持等、効率的な都税徴収金の収納等を確保するため十分な体制を措置し、持てる技術力、経験等の総力を挙げて事務に取り組み、事務の遅延、信用の失墜行為と防止策を講じ、事務に不備

がないよう事務従事者への指導を行い、必要に応じ窓口機器を用意するなど万全の対策を期すことというふうに書いてあります。

先ほどの答弁の中で、主税局は受託者に対して委託業務の履行が適切に行われているかを確認すると答弁がありました。それでは、今紹介をした仕様書どおりに委託事務が行われているかどうかについては、どのようにチェックをされているんでしょう。

○原島徴収部長

主税局は、委託契約書に基づいて、受託者より月に一度、完了届及び取扱実績報告書の提出を受けることになっておりまして、その際に受託者に対して業務が適切に履行されているかを確認をしているところでございます。

○池川委員

それでは仕様書どおりに事務が行われていない場合は、どのように是正していただくんでしょうか。

○原島徴収部長

仕様書とは異なる業務遂行が行われている場合には、主税局は受託者に対して、仕様書どおりに事務を行うよう改善等を求め、受託者は速やかに具体的な対応等を主税局と協議の上、改善等を実施することになっております。

○池川委員

この事務が委託をされてから様々な課題が指摘をされてきましたが、実際に今年度の委託契約の中では、事業者が仕様どおりではない事務を行っているという指摘があつて、主税局として改善を求めて一部は是正されたというふうに聞いています。

さらに、事務手続も配布されていないかなったり、事務責任者が不明確であるなど仕様書の内容との関係では不十分であるという指摘もされており、この点も含めて、仕様書にあることを確実に履行すると、それは主体的に主税局が責任を持つて対応することを重ねて強く求めておきたいと思えます。

2006年の確認は引き継がれている

この事務を委託した初年度に、雇用契約をめぐった事件が起き労働委員会で争われております。二〇〇六年三月六日の東京都労働委員会で、東京都が収納委託業務の入札に係る対応のとおり対応することと確認をされ、この申立ては取下げが行われています。

「収納委託業務の入札に係る対応」という都が提出した文書には、選定に当た

っては、円滑かつ効率的な収納業務が確保できるよう、本契約金額に実績従業者数、資本の額、その他経営規模、決算状況等の経営基盤が安定していること、類似の収納業務実績があり円滑な業務処理が期待できる業者であることを要件としていますというふうに、当時主税局側は回答して、ここにきちんと約束をした上で申立てが取り下げられたという経過があります。

労働委員会が入って確認された「収納委託業務の入札に係る対応」、これは確認になりますけれども、当然今も引き継がれているということですのでよろしいですね。

○原島徴収部長

委員の今お話のあった件でございますけれども、現在も引き継がれているという事になって、認識しております。

○池川委員

きちんと今も引き継がれているんだという事です。

ここで確認された内容、大事なことがあるというふうに思うんですね。

そこで伺いたいと思うんですけども、都税事務所の都税収納事務等の専門性についてはどのように考えているのか、お答えいただきたいと思えます。

○原島徴収部長

本委託事務の発注に当たりまして、入札参加条件として、東京都またはほかの官公庁における地方自治法施行令第百五十八条の二第一項による収納事務と同様の受託実績を求めており、一定の専門性を担保しているところでございます。

雇用契約が結ばれていない

就業規則が掲示されていない

○池川委員

地方自治法施行令百五十八条の二第一項による収納事務と同様の受託実績だという話が今ありました。

私、受託者のホームページ見てみたんですが、公共施設の清掃や維持管理、施設運営や受付業務、清掃や機器等の維持管理、行うというふうになっており、これ同様の実績をどのように評価するのかという事は疑問符がつくなというふうな思っています。

実際に様々なミスが起きていることについて、この場では詳しく述べませんが、これは主税局自身も認識されていると思えます。

さらに私も聞いて驚きましたが、今年度に入ってから今に至るまで、雇用契約が結ばれていない従業員の方もいらっしゃると思います。

労働基準法第二条には、労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定

すべきものであるとして、その二として、労働者及使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実におのおのその義務を履行しなければならないというふうに規定されていますね。

さらに聞いてみると、就業規則についても、労基法百六条で、常時各作業場の見やすいところに、見やすい場所に掲示し、または備え付けることとありますが、現場ではまだいまだに就業規則が見えるところにはないという、こうした指摘もあります。

法令遵守のことは当然だというふうに思います。こうした問題が起こっていることも、発注者である主税局はきちんと認識をし、受託者との関係で確認等を行っていくことが必要ではないかというふうに思っています。

総合評価方式や複数年度契約の導入を

同時に、この毎年度、受託者が変わるという可能性があることは、業務の安定性、連続性、継続性、これらの関係で課題となっていることは、単年度契約になっていることに起因するものだと思います。様々な問題が起これば、これは税務行政そのものの信頼に関わる問題になっていくわけで、ここは課題があるのではないかと思います。

そこで伺いますが、本契約は単年度契約となっていますが、毎年入札者が変わることの課題もあると考えていますが、どう認識されていますか。

○原島徴収部長

入札によって受託者が替わった場合には、業務に支障が生じないよう、履行開始前に必要な資料を提供するとともに、受託者と十分な打合せを行っております。

○池川委員

先ほど、今も引き継いでいるんだと確認をした収納委託業務の入札に係る対応という文書の中には、四月一日より業務が円滑にスタートできるよう事前に十分に検討していくことを事業者に求めるんだと主税局はいわれているんですね。しかし、事前の準備そのものが十分でなかったという指摘もされています。また、受託事業者が、実際にはそこで働く従業員の方々に教えてもらいながら実際の業務を行うということもあるんだと仄聞しています。

毎年度、受託事業者が変わる可能性があるというのは、業務の安定性、連続性、継続性との関係で、やはり課題になっていると、この課題をきちんとやっぱり認識することが必要だと思います。業務に支障のないように打合せをしていると思いますが、実際には問題が発生している

ということを考えれば、やはり対応を変えていくことが必要ではないかと考えます。

私はこの間、財務局の質疑の中で、業務委託の総合評価方式について質問してきました。

財務局は、価格競争ではなく、履行の質の低下を招くおそれがあることから、総合評価を導入して対応してきた、そういう趣旨の答弁があり、より一層、質の高い行政サービスを実施するというところで、実際に二〇一六年から業務委託等の総合評価に係る適用方針というものを出力しています。

財務局契約の中で、業務委託の総合評価は、二〇一七年度五%であったところが二二年度には二二%までこの間増加をってきています。さらに、財務局とのやり取りの中では、業務委託の品質を確保する目的で、総合評価方式を導入した場

合であっても、その契約期間が単年度であると、業務の履行で事業者が得たノウハウが蓄積、継承されないこと、事業者が従事者を安定的に雇用しづらく、従事者に対する中長期的な観点からの教育訓練が行えないことなど、総合評価方式のメリットを生かし切れないことがあるとして、総合評価方式と複数年度契約を組み合わせる視点についても答弁がありました。本委託についても、こうした角度からの見直しが必要ではないかと考えます。

これまでは一般競争入札で行われてきましたが、総合評価方式や複数年度契約など見直しを行う必要性があると考えますが、いかがですか。

○上林山総務部長

価格競争は地方自治法における入札の原則であり、本契約におきましては、多

くの事業者に入札の参加機会を提供することができ、また新規の事業者であっても参入しやすいことなどから、毎年、希望制指名競争入札を実施し、事業者を選定しております。

一方で、複数年度契約や総合評価方式などの場合、事業の安定性、継続生の確保、担い手の習熟度、品質の確保などの点でメリットもあることから、主税局としても、その導入方法等について引き続き検討してまいります。

○池川委員

質の確保や担い手の育成確保の観点から、一層の効果が期待できるとの観点から、この総合評価方式と複数年度契約を組み合わせる実施しているという事例は、財務局契約においては二〇二二年度、六十八件であったというふうに答弁がありました。

財務局は、発注局それぞれが総合評価方式を適用するべき案件を適切に選定し、発注できるよう支援していくとも答弁されています。通常、一千万円を超える業務委託は、財務局契約というふう に現状、都庁の仕組みとしてなっています。しかし、本委託は、法に基づく契約であるという ことで、所管である主税局契約というふう になつて いる。これは、だから主税局が主体的に判断をすることがより求められるということなのだと思います。

今、答弁で引き続き検討していくということがありましたので、主税局からの総合評価方式、複数年度契約を組み合わせた発注について、ぜひ早急な検討を行って、そして、来年度から実施できる よう強く求めておきたいというふう に思 います。

● 宗教法人の非課税措置について

統一協会問題をきっかけに注目が集まる

○ 池川委員

次に、宗教法人に係る非課税の対応について質問します。

世界平和統一家庭連合、旧統一教会の問題をきっかけとして、今、宗教法人への注目、関心が集まっています。被害者の救済、高額献金、二世、三世問題、政治との癒着の問題など様々な視点から注目がされていますが、その一つが宗教法人に対する非課税の対応です。

今日は、主税局が担っている事務事業との関係で、この点について質問していきたいと思 います。

非課税調査とは

まず、主税局が行う非課税調査の目的、調査対象となるものはどのようなものか、

お伺いします。

○ 辻谷資産税部長

主税局におきまして、固定資産税等における一般的な非課税調査は、利用状況の変更を捕捉し、非課税の認定を適切に行うために実施しております。そのため、調査対象は、現在非課税が適用されている、または新規で適用される固定資産税でございます。

○ 池川委員

具体的にはどのような調査を行っているのか、お伺いをいたします。

○ 辻谷資産税部長

一般的には、法人規則や法人登記簿、収支決算書、財産目録等の書類により活動実態を把握するとともに、所有者立会いの下、現地調査を実施し、利用の状況を 確認しております。

○池川委員

主税局は、宗教法人に対して非課税が適用されている、もしくは、これから新規に適用される固定資産について、実態を把握し、現地調査を行い利用状況を確認しているということです。

それでは、確認を含めて伺います。固定資産税、都市計画税が非課税となる宗教法人の定義を教えてください。

○辻谷資産税部長

宗教法人とは、宗教法人上の宗教団体であり、宗教の教義を広め、儀式、行事を行い、信者を教化、育成することを主たる目的とするものとされており。

○池川委員

それでは、その宗教法人上の宗教団体である宗去人が、固定資産税等の非課税となる法的根拠について伺います。

○辻谷資産税部長

地方税法の規定により、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地については、固定資産税等を課税することとはできないとされており。

“専ら本来の用に供すると認められないもの”は非課税とならない

○池川委員

登記簿上は境内地となっている場合でも非課税とならない場合があるのか、またそれは具体的にどのような場合、どのような施設でそうなるのか、伺います。

○辻谷資産税部長

登記簿上の地目にかかわらず、利用実態に基づき、宗教法人が専らその本来の用に供すると認められないものについては、非課税とはならないとされており。具体的には貸し駐車場などが該当い

たします。

○池川委員

具体的には貸し駐車場ということでありました。敷地内にある駐車場、貸し駐車場が固定資産税等が課税される場合は具体的にどういったケースなのか、また料金を徴収している場合は、基本的には課税されると考えてよろしいのか、伺います。

○辻谷資産税部長

宗教法人及び信者、参詣者等以外の一般の利用に供する駐車場については課税の対象になり得ると考えております。また、料金を徴収している場合は、一般の貸し駐車場との間に差異は認め難いことから、課税の対象と考えております。

○池川委員

料金を取っている場合は、基本的には

課税対象となるということです。

先ほどの答弁で、利用実態に基づき、宗教法人が専らその本来の用に供すると認められないものについては非課税とはならないという話がありました。専らその本来の用に供するとは、具体的にどういふことでしょうか。

○辻谷資産税部長

専らその本来の用に供するとは、宗教の教義を広め、儀式、行事を行い、信者を強化、育成するという宗教法人本来の目的の用に専ら供することとされておりません。

また、専らというのには、境内建物等を宗教法人の本来の目的のために限って使用する状態を指すものでございますが、たまたま例外的に他の目的のために使用することがあったという程度のことによつて、直ちに専らその用に供するとはいえず。

ないということにはならないとされているところでございます。

日曜日、朝市は？

○池川委員

たまたま例外的に本来の目的以外で使用をしたということをもって、専らではないというふうにはいえないということだと思います。

それでは、具体的にそういうものがどういうケースなのか確認していききたいと思うんですけれども、例えば、境内地内において、日曜日、朝市、骨董市など、一時的に宗教動とは関係ない活動で利用している場合というのは、どう考えるのでしょうか。

○辻谷資産税部長

使用実態を十分に踏まえる必要がありますが、境内地をたまたま例外的に他の目的のために使用するようなことがあつ

たという程度のことであれば、非課税と認定する場合もございます。

書道教室、子ども食堂は？

○池川委員

それでは、宗教法人施設内で書道教室、絵画教室、子ども食堂、無料塾などをやっていた場合というのはどうなりますか。

○辻谷資産税部長

書道教室に使用されることがある施設などにつきましても、利用実態を十分に調査した上で、宗教法人が専らその本来の用に供する施設かどうかを判断する必要があると考えております。

○池川委員

例えば、ホームページなどで、有料で生徒さんを募集してやっている場合など、これは専らに含まれるのかどうかというのは疑義が出るということだと思います。

そういう意味では、利用実態を十分に調査するということが、先ほど来いわれている調査の目的だということに理解をいたしました。

貸館、式場は課税対象

宗教法人、例えば会館を有料貸室として結婚式場等に利用している場合もありますが、この場合はどうなるでしょうか。

○辻谷資産税部長

当該会館の利用実態が、市中の貸ホール等と同様に、パンフレット等を作成し広く一般にも結婚式場等として有料で貸し出されている場合は、非課税に該当しないこととされており。

○池川委員

広く、例えば貸し会議室などとなっていた場合でも、非課税とならないということだと思います。

拝観料は非課税

それでは、料金を取って宗教法人施設を鑑賞する場合、どうなのでしょう。

○辻谷資産税部長

宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地については、それが有料で鑑賞に供される場合においても、固定資産税等を課税することはできないものとされており。

○池川委員

施設の鑑賞は本来の用に供するという事で、課税対象にはならないということです。

墓地、永代使用料、永代供養料は

非課税

では、墓地はどうかと。墓地の永代使用料、永代供養料などの徴収については、課税なのか非課税なのか、どちらでしょう。

うか。

○辻谷資産税部長

永代使用料や永代供養料、その他の名目の金銭を徴収している場合でも、墓地については、地方税法の規定により固定資産税等を課税することはできないとされており。

なお、法人税法の規定により、宗教法人が行う墳墓地の貸付けや供養は収益事業に該当しないものとされており、永代使用料や永代供養料は、法人二税の課税対象とはなりません。

○池川委員

墓地は固定資産税等の課税対象とならず、永代使用料、永代供養料については法人税の対象外だと、課税対象外だということ。

絵馬やおみくじは非課税

それでは、宗教法人が、絵馬、おみくじ、破魔矢などを販売した場合には、これは売上げとして課税をされるのでしょうか。

○櫻井課税部長

法人二税は、宗教法人が法人税法における収益事業を行う場合は課税されることとなりますが、絵馬、おみくじ、破魔矢などのように、実質的に、いわゆるお布施と認められるようなものは収益事業に該当しないものとされており、課税の対象とはなりません。

○池川委員

つまり、お正月など、おみくじを引いた場合には、それは売買という関係でなく、いわゆるお布施なのだというふうに解されるということです。

この売買ではなくお布施なんだということについては、ほとんどの方は知らな

いというふうに思うんです。

政治集会や選挙活動が行われる場合は？

例えば、先ほど、冒頭に紹介した統一教会では、つばや印鑑などの霊感商法が問題となりました。しかし、これらがお布施と認められる場合には課税対象にならないということが法律の立てつけだというふうに思います。また、統一教会の施設内では、選挙のための活動が行われたり、礼拝堂には選挙はがきがどんと積まれていたなどと、元信者さんからの証言が複数出てきています。集会に政治家が来て挨拶を行うということも指摘をされているところですよ。

そこで、確認を含めて伺いますが、宗教法人施設内で政治集会、選挙活動が行われている場合はどうなるのでしょうか。

○辻谷資産税部長

政治集会や選挙活動自体は、宗教法人自体の目的ではございませんが、利用実態を十分に踏まえ、宗教法人が専らその本来の用に供する施設かどうかを判断する必要がありますと考えております。

○池川委員

これも利用実態を踏まえた対応だということですよ。

施設に政治家等のポスターを掲示している例もありますが、市民から見ても、宗教施設に貼ることへの疑義の声も実際に寄せられているところですよ。これらも実態を見てやはり判断していく必要があるのではないかと、いうことを申し上げておきたいと思えます。

固定資産税等以外に、宗教法人が非課税となるのは、ほかに何かあるのでしょうか。

○辻谷資産税部長

地方税法の規定により、不動産取得税について、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地に課税することはできないとされております。また、先ほども答弁申し上げた法人二税のほか、事業所税についても、収益事業を行わない宗教法人には課税することができないものとされております。

カルト集団に対する優遇に批判

○池川委員

つまり、固定資産税、都市計画税、法人住民税、法人事業税のいわゆる法人二税、さらには不動産取得税、事業所税について非課税となっているということですが、それがゆえに、統一教会のようなカルト集団が宗教法人として税制優遇を受けていることについては、やはり大きな批判が集まって当然ではないかというふうに

思っています。

現在、統一教会に対して、宗教法人法における質問権の行使が国会では議論されているところですが、解散命令請求、いわゆるこれは法人格の取消し、宗教法人法上の法人格の取消しということになりますが、こうしたことは直ちに行われる必要があるというふうに思います。そのことを最後に申し上げて、質問を終わります。(以上)

ご意見・ご要望をお寄せください

発行：日本共産党東京都議会議員団

2022年12月

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5320-7270

FAX 03-5388-1790

<https://www.jcptogidan.gr.jp>

*この冊子は速記録を元に作成しています。正式な議事録は都議会ホームページでご確認ください。